

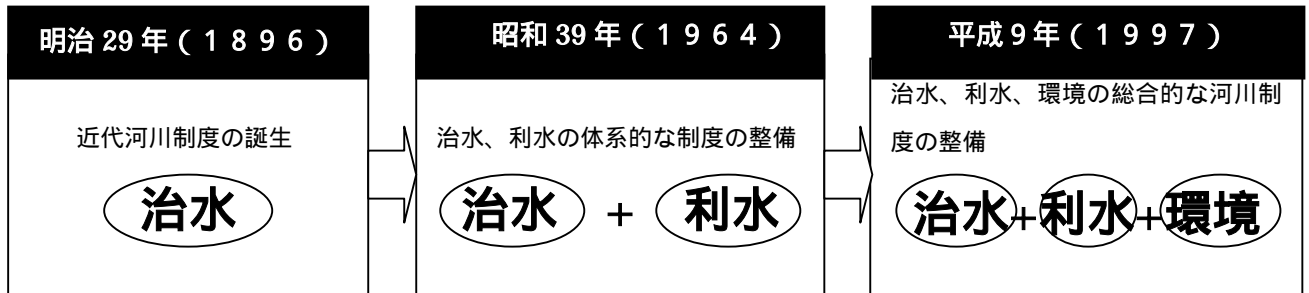
## 河川整備計画について

## 1. 釧路川水系河川整備基本方針と河川整備計画の策定について

# 1 . 釧路川水系河川整備基本方針と河川整備計画の策定について

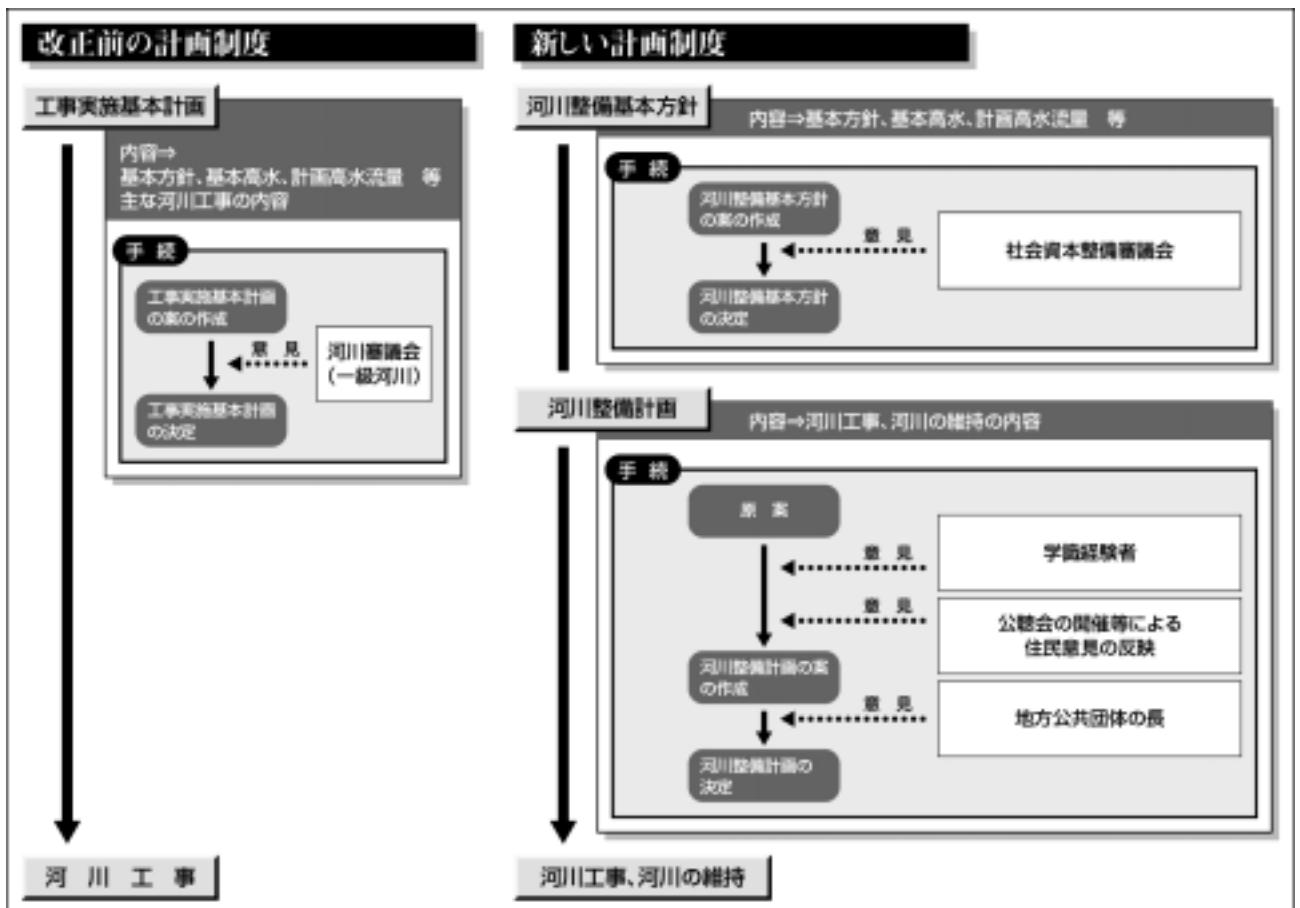
## 1 - 1 河川法の改正

- 平成 9 年に河川法が改正され、その一つとして、河川管理の目的に「河川環境の整備と保全」を進めていくことが位置づけられました。
- 地域住民の意見を反映した河川整備の計画制度が導入されました。



## 1 - 2 「釧路川水系河川整備基本方針」及び「釧路川水系河川整備計画」の策定

- 釧路川の整備について河川管理者は、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、河川の整備の基本となる事項を定めた「釧路川水系河川整備基本方針」を定めます。
- また、河川整備の目標、河川の整備の実施に関する事項を定めた「釧路川水系河川整備計画」を策定します。
- 「釧路川水系河川整備計画」策定の際には、地域住民、学識経験者、北海道知事、関係市町村長の意見を反映させる手続をとることになりました。



## 河川整備基本方針（長期的な方針）

河川管理者が社会資本整備審議会の意見を聴いて定めるものです。

### （内容） 基本高水、計画高水流量等

- 長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述します。
- 個別事業など具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述します。

#### 1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減
- ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- ・河川環境の整備と保全

#### 2．河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- ・主要な地点の計画高水流量
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量
- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係わる川幅

## 河川整備計画（具体的な整備の計画）

河川整備基本方針に基づき、河川管理者が関係地方公共団体の長、学識経験者や関係住民の意見を聴いて定めるものです。

### （内容） 河川整備の目標、河川工事・河川の維持の内容

- 20～30年後の河川整備の目標を明確にします。
- 個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにします。

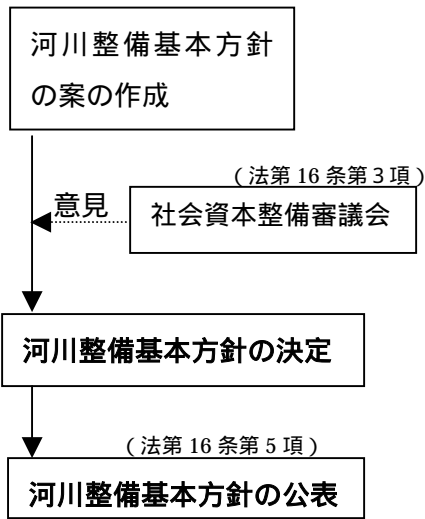
#### 1．河川整備計画の目標に関する事項

#### 2．河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類、施行の場所
- ・当該工事による河川管理施設の機能
- ・河川の維持の目的、種類、施行の場所

### 1-3 釧路川水系河川整備計画策定の進め方

河川整備計画の策定は下記フローに沿って進めます。



#### 法第 16 条第 1 項

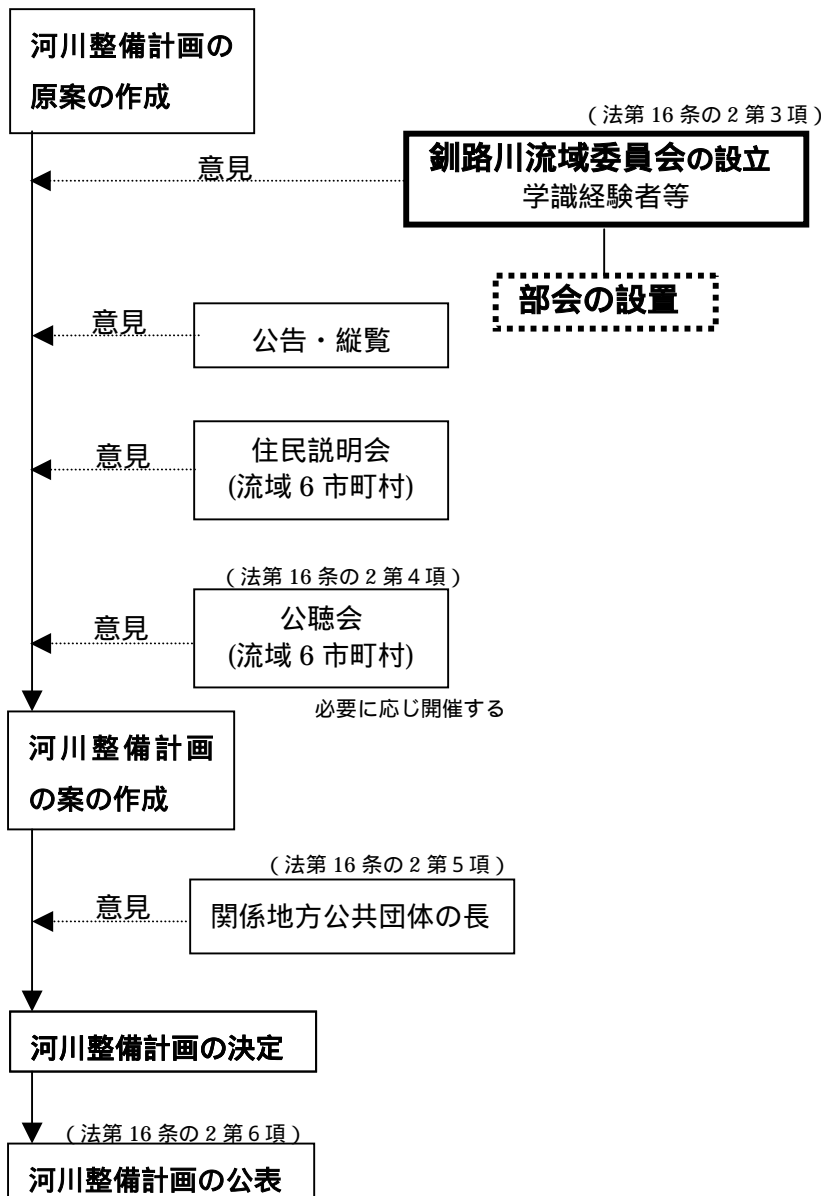
河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針（河川整備基本方針）に関する事項を定めておかなければならない。

#### 法第 16 条第 3 項

国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

#### 法第 16 条第 5 項

河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



#### 法第 16 条の 2 第 3 項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

#### 法第 16 条の 2 第 4 項

河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

#### 法第 16 条の 2 第 5 項

河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

#### 法第 16 条の 2 第 6 項

河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。